

# 鳥取県豊かな森づくり協働税関連事業評価委員会 委員を募集します！

## 委員の役割

県民のみなさまの参画と協働により、二酸化炭素の吸収や水源かん養等、公益的機能が発揮される豊かな森づくりを進めるため「豊かな森づくり協働税」をご負担いただいています。協働税の用途に関する事項のうち、NPO、ボランティア団体等から提案のあった企画書等の審査及び選定、事業実施後の事業効果の検証、県がNPO、ボランティア団体等にフォーラムの開催等を公募委託する際の委託先の選定、その他用途事業に関する事項について、審査・検証等を行っていただきます。

## 募集の内容

- 募集人数 1名
- 委員の任期 任命の日（令和7年4月1日を予定）から2年
- 応募資格 次の全ての要件を満たす方

- ・森林・林業・環境保全に関心を有すること。
- ・令和7年4月1日時点で満18歳以上であること。
- ・県内在住であること。
- ・令和7年4月1日時点で県の他の附属機関の委員に就任していないこと。
- ・県内で平日に開催される評価委員会に出席できること。
- ・鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。
- ・国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと。

## 応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、郵送、ファクシミリ、電子メール又は直接持参のいずれかの方法により提出してください。なお、応募に要する費用は応募者の負担とします。

※応募用紙の電子ファイル（Microsoft Word）は次のURLに掲載しています。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/309250.htm>



募集期間 令和7年1月15日（水）から1月31日（金） 必着

## 応募書類提出先

鳥取県 農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課

住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

ファクシミリ 0857-26-8192 電子メール [moridukuri@pref.tottori.lg.jp](mailto:moridukuri@pref.tottori.lg.jp)

※受付後、こちらから連絡します。連絡がない場合は、メールの不具合等で未着の可能性があるので、下記問合せ先へお電話ください。

## 選考方法等

- ・応募書類を審査の上、応募資格を満たしている方の中から書類選考により委員を決定します。なお、必要に応じて面接審査を行うことがあります。
- ・選考結果については、応募者全員に郵送等により通知します。
- ・提出された書類は委員の選考のみに使用します。なお、応募者への返却は行いません。
- ・応募が無い又は適任者が無い場合は、公募委員は任命しないことがあります。

## その他

- ・評価委員会は原則公開で行うため、委員の会議での発言内容は全て公開されます。
- ・評価委員会に出席いただいた際は、県の規定に基づき報酬と交通費を支給します。
- ・評価委員会は、年に4回程度開催し、1回当たり2～6時間程度を要します。



【問合せ先】鳥取県 農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課

電話：0857-26-7335 ファクシミリ：0857-26-8192

電子メール：[moridukuri@pref.tottori.lg.jp](mailto:moridukuri@pref.tottori.lg.jp)

**鳥取県豊かな森づくり協働税関連事業評価委員会委員 応募用紙**

(ふりがな) 氏名			生年月日	性別
自宅住所	〒			
連絡先	電話番号	(自宅)	(携帯電話)	
	ファクシミリ			
	電子メール			
職業				
応募資格 ※当てはまることを確認し、括弧内に○を記入してください。	<input type="checkbox"/> 森林・林業・環境保全に関心を有すること <input type="checkbox"/> 令和7年4月1日時点で満18歳以上であること <input type="checkbox"/> 県内在住であること <input type="checkbox"/> 令和7年4月1日時点で県の他の附属機関の委員に就任していないこと <input type="checkbox"/> 県内で平日に開催される評価委員会に出席できること <input type="checkbox"/> 鳥取県暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと <input type="checkbox"/> 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと			
森林・林業・環境保全に関する活動や経歴などこれまでの関わり				
応募理由 ※企画書等の審査の際に心がけたいことも含めて記載してください。(300字程度。それより長くても構いません。)				

※提出された書類は委員の選考のみに使用します。また、返却しませんので御了承ください。